

都 監 第 1 1 9 号

平成 29 年 2 月 28 日

都 城 市 長 様
都 城 市 議 会 議 長 様

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 徳留 八郎

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

	ページ
第1 監査の対象範囲	1
第2 監査の実施期間及び対象団体等	1
第3 監査の内容及び方法	2
第4 監査の結果	
1 社会福祉法人都城市社会福祉協議会	2
2 特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間	3
3 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ	3
4 都城市土地開発公社	4
5 道の駅山之口株式会社	5
6 青井岳温泉株式会社	5
第5 監査の意見	7

財政援助団体等監査の結果に関する報告書

第1 監査の対象範囲

平成27年度及び平成28年度（監査日現在まで）の出納その他の事務の執行状況

第2 監査の実施期間及び対象団体等

実施期間 平成28年8月1日から平成29年2月21日まで

対象団体等 次表のとおり

団体名（所管課）	区 分	施 設 の 名 称	実地監査期間
社会福祉法人 都城市社会福祉協議会 （福祉課）	指定管理者	点字図書館 志和池福祉センター	平成28年8月1日から 平成28年10月18日まで
特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの 時間（こども課）	指定管理者	安久児童館 神柱児童センター	平成28年8月1日から 平成28年10月18日まで
特定非営利活動法人 高城スポーツクラブ （高城地域振興課）	指定管理者	高城運動公園 高城勤労青少年ホーム 石山体育センター 高城農村環境改善センター 高城多目的研修集会施設	平成28年8月1日から 平成28年11月30日まで
都城市土地開発公社 （管財課）	出資団体	—	平成28年10月18日から 平成29年2月13日まで
道の駅山之口株式会社 （山之口産業建設課）	出資団体 指定管理者	山之口ふるさと産品販売所 山之口農林水産物直売・食 材供給施設 山之口農林水産物処理加工 施設	平成28年10月18日から 平成29年2月13日まで
青井岳温泉株式会社 （山之口産業建設課）	出資団体 指定管理者	総合交流活性化センター （青井岳荘） 青井岳会館 滝水亭 青井岳自然公園 青井岳キャンプ場	平成28年10月18日から 平成29年2月13日まで

（注） 「高城総合支所地域振興課」等の表記は、「高城地域振興課」の例による。

第3 監査の内容及び方法

今回の監査は、出資団体については次の①ないし③に、公の施設の指定管理者については同④に掲げる各事項を主眼として、提出された関係帳簿と証拠書類の調査を行うとともに、所管課及び対象団体からの説明を聴取する方法により実施した。

- ① 出資目的に沿った事業運営が行われているか
- ② 財務諸表に経営成績及び財政状態が正しく表示されているか
- ③ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか
- ④ 当該施設に係る管理及びその他の事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか

第4 監査の結果

1 社会福祉法人都市社会福祉協議会（所管課 福祉課）

(1) 管理施設の概要

ア 都市点字図書館

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 15,552,000 円（平成 27 年度）

イ 都市志和池福祉センター

指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（1 年間）

指定管理料 なし（平成 27 年度）

(2) 監査の結果

ア 都市点字図書館

① 所管課は、市所有でない施設について、指定管理者制度を導入する場合には、賃借権、使用借権等に基づいて権原を取得しなければならないところ、市が施設の所有者から権原を取得していたか否かが明らかでなかった。

② 地方自治法（昭和 22 法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 4 項において、指定管理施設に関する条例については、「指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。」と規定しているところ、都市点字図書館条例（平成 18 年条例第 142 号）においては、指定管理者が行う業務が施設等の管理運営に関する業務とされているにもかかわらず、基本協定書において点字刊行物及び盲人用の録音物の貸出等を指定管理業務として規定している。

イ 都市志和池福祉センター

指定管理者は、基本協定書第 13 条第 1 項が、指定管理者は、事前に市長の承諾を受けた場合を除き、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨を定めているところ、市長の承認を得ずに、第三者に業務の一部を委託していた。

2 特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間（所管課 こども課）

（1）管理施設の概要

ア 安久児童館

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 3,923,000 円（平成 27 年度）

イ 神柱児童センター

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 5,574,000 円（平成 27 年度）

（2）監査の結果

ア 安久児童館・神柱児童センター

- ① 指定管理者は、基本協定書第 42 条が、「指定管理者は、指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務に係る独立の預金口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と規定しているところ、独立の預金口座を開設していなかった。
- ② 指定管理者は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 27 条第 2 号が、「会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。」と規定しているところ、会計帳簿類を作成しておらず、指定管理料の収支が不明であった。
- ③ 事業計画書に添付された収支予算書と事業報告書に添付された収支決算書の勘定科目が相違しており、整合していなかった。
- ④ 所管課は、基本協定書第 7 条第 2 項が、「第 1 項各号に掲げる事業や細目は、別紙 2 の仕様書に定めるとおりとする。」と規定し、また、同 41 条第 2 項が、「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に事前に業務計画書を提出し、市の承諾を受けなければならない。」と規定しているところ、指定管理業務と自主事業の区分を明確にしていなかった。
- ⑤ 所管課は、同課が実施した定期モニタリングにおいて、上記①の事案について「専用口座で経理区分が管理できている。」と、同②の事案について「帳簿等も適切に管理されている。」と評価していた。

イ 安久児童館

指定管理者は、基本協定書第 13 条第 1 項が、指定管理者は、事前に市長の承諾を受けた場合を除き、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨を定めているところ、市長の承認を得ずに、第三者に業務の一部を委託していた。

3 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ（所管課 高城地域振興課）

（1）管理施設の概要

対象施設 高城運動公園、高城勤労青少年ホーム、石山体育センター、
高城農村環境改善センター、高城多目的研修集会施設

指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 30,960,000 円（平成 27 年度）

(2) 監査の結果

- ア 指定管理者は、基本協定書第 25 条第 2 項が、「指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て、利用料金の額を定めるとともに、利用者への周知を図らなければならない。」と規定しているところ、市長の承認を得ずに利用料金を徴収していた。
- イ 指定管理者は、高城運動公園の利用料金について、都城市都市公園条例（平成 22 年条例第 42 号。以下「都市公園条例」という。）別表第 1 の 6 の表「単位当たりの使用料」の欄中の後段は、「単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」と規定しているところ、10 円未満の端数を切り捨てていなかった。
- ウ 指定管理者は、高城運動公園剪定等管理業務委託契約約款第 18 条第 1 項が、「受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに完了報告書を提出しなければならない。」と規定しているところ、受注者から完了報告書の提出を求めていなかった。
- エ 指定管理者は、都城市都市公園条例施行規則（平成 22 年規則第 48 号）第 5 条が、「都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び条例の規定による申請、許可及び返還は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める様式により行うものとする。」と規定しているところ、高城運動公園内における行商等の行為について、許可をしていなかった。また、都市公園条例別表第 4 の 1 備考 1 は、1 月未満の占用許可に係る使用料は消費税を加えた額と規定しているところ、行商等の行為に関する使用料について消費税を計上していなかった。
- オ 施設の夜間警備（午後 10 時から午前 8 時まで）について、予算措置がなく基本協定書でも明らかにされていないため、警備が行われていない。

4 都城市土地開発公社（所管課 管財課）

(1) 出資団体の概要

出資金 10,000,000円（出資比率 100%）

(2) 監査の結果

- ア 公有用地（平成 2 年売買契約成立）について、登記が完了していないものがあった。
- イ 損益勘定留保資金について
資本的収入及び支出予算において、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てん財源として使用される損益勘定留保資金の残高が把握されていなかった。
- ウ 退職給付引当金について
公社の決算書は、「重要な会計方針」として、退職給付の「引当金の計上基準」は、「職員の退職給付に備えるため、当期末の公社都合退職による期末要支給額の金額を計上している。」と定めているが、これに相違する額が計上されていた。

5 道の駅山之口株式会社（所管課 山之口産業建設課）

（1）出資団体（指定管理者）の概要

出資金 10,500,000円（出資比率 35.0%）

（2）管理施設の概要

対象施設 山之口ふるさと産品販売所、山之口農林水産物直売・食材供給施設、山之口農林水産物処理加工施設

指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

指定管理料 3,086,000円（平成27年度）

（3）監査の結果

ア 指定管理者は、自らが定めた「都城市道の駅山之口農林水産物処理加工施設使用許可申請書」において、使用期間や使用目的の記載のないまま使用許可をしていた。

イ 指定管理者は、自らが定めた「都城市道の駅山之口農林水産物処理加工施設使用許可書」において、指定管理に係る施設の特定の利用者に対して、1日のうち数時間、あるいは1か月のうち数日の利用であるにもかかわらず、1年間すべての期間について、施設内のすべての部屋を対象に、使用許可をしていた。

ウ 指定管理者は、都城市道の駅山之口条例（平成18年条例第198号。以下「道の駅山之口条例」という。）第7条が、「道の駅山之口の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。」と規定しているところ、市長の承認を得ずに、上記規定と異なる利用時間を定めていた。

エ 自治法第244条の2第4項において、指定管理施設に関する条例については、「指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。」と規定しているところ、道の駅山之口条例においては、指定管理者の行う業務が施設等の管理運営に関する業務とされているにもかかわらず、基本協定書において、同業務のほか地元の農産物販売等と規定している。

オ 出資団体は、日常的に発生している現金出納帳の残高と現金有高との相違について、会計処理を月末に一括して行っていた。

6 青井岳温泉株式会社（所管課 山之口産業建設課）

（1）出資団体（指定管理者）の概要

出資金 8,000,000円（出資比率 80.0%）

（2）管理施設の概要

対象施設 総合交流活性化センター（青井岳荘）、青井岳会館、滝水亭、青井岳自然公園、青井岳キャンプ場

指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

指定管理料 なし

（3）監査の結果

ア 出資団体について

① 出資団体は、レジで発生する現金過不足の会計処理について、現金過不足勘定により処理すべきところ、売上を操作（相殺）する方法により行っていた。

- ② 出資団体は、その会計規則第5条が、請負契約で、その予定価格が200万円の範囲内におけるものは、取締役会への付議を省略することができる旨を規定しているところ、200万円を超える第三者への業務委託契約について取締役会への付議を行っていなかった。
- ③ 出資団体は、その会計規則第7条が、「契約をするときは、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格が200万円未満の契約で、社長が予定価格調書の作成を省略しても差し支えないと認めるときは、これを省略することができる。」と規定しているところ、予定価格が200万円以上の契約について予定価格調書を作成してなかった。
- ④ 出資団体の業務執行に関する各職位の責任と権限を定めた「職務権限規程」において、取締役会や社長等の権限の内容が不明確である。
なお、このことについては、平成24年度の指摘事項であるにもかかわらず、全く是正されていない。

イ 指定管理者について

- ① 指定管理者は、キャンプ場の入村料等の利用料金について、徴収漏れがあった。
- ② 指定管理者は、都城市山之口青井岳観光施設条例施行規則（平成18年規則第275号）第6条第1項が、「指定管理者は、利用を許可したときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。」と規定しているところ、施設（キャンプ場・青井岳会館）の利用について利用許可書を交付していなかった。
- ③ 指定管理者は、キャンプ場の用具貸出について、明確な根拠のないまま料金を徴収していた。
- ④ 指定管理者は、キャンプ場において、領収書を交付していなかった（基本協定書別紙2（都城市山之口青井岳観光施設指定管理業務仕様書）のI（業務の内容及びその範囲等）の5（法令等の遵守）、都城市財務規則（平成18年規則第65号）第37条第1項等）。

ウ 所管課について

- ① 所管課は、指定管理者から自主事業の実施を盛り込んだ業務計画書の提出があったにもかかわらず、市長の承認手続を遺漏していた（基本協定書第40条第2項）。
- ② 所管課は、自治法第228条第1項が、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定しているところ、市が設置したキャンプ場のコイン式シャワーの使用料について、条例に規定していなかった。
- ③ 所管課は、キャンプ場の用具の貸出について、指定管理業務とするのか、指定管理者の自主事業とするのかを明確にしていなかった。

第5 監査の意見

出資団体の経営者は、その団体に公金が出資されていることを認識し、常に安定した経営を図り、また、出資目的に沿った企業活動を行うことが求められる。

一方、出資団体の所管課は、出資団体が出資目的に沿った企業活動を行っているかどうかについて調査し、経営状況を踏まえて、適時適切な指導・監督を図ることが求められる。

また、指定管理者は、指定管理の対象が公の施設であることに十分意を用いて、関係法令、条例、規則、基本協定書等に基づいて、低廉な料金で市民の求めるサービスができるよう施設運営を図ることが求められる。

一方、指定管理者に係る公の施設の管理を担当する所管課は、民間の能力を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度の趣旨にのっとり、その事務処理が適切に行われているか等について調査し、企業会計を踏まえて、適時適切な指導・監督を図ることが求められる。

そして、指定管理者制度導入後十余年が経過した現在、これまでの実績を踏まえて、指定管理者が実施する指定管理業務を詳細かつ具体的に定めるとともに、指定管理者が実施する自主事業の活性化を図り、もって、更なる指定管理施設の利用促進及び住民サービスの向上に資するよう基本協定書等の見直しが求められよう。

また、指定管理者に対する法令遵守条項を仕様書等で定めている例が多いが、これは、公の施設の管理を行う指定管理者の基本的行動指針であることに鑑みると、仕様書等ではなく、条例において、「指定管理者は、関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行うこと。」等の条項を明記すべきではないか。

以上、監査により指摘した事項について、適時適切な対応を望むものである。